**高知県青少年保護育成条例の改正について**

**１　改正概要**

　民法の改正により、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられるとともに、女性の婚姻可能年齢が16歳から18歳に引き上げられる。これに伴い、「婚姻により成年に達したとみなされる者」が存在しなくなるため、高知県青少年保護育成条例における関係規定の整理を行うもの。

**２　改正箇所**

第7条第１号（「青少年」についての定義規定の整理）

【現　行】　18歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。

【改正後】　18歳未満の者をいう。

※　なお、改正民法の経過措置として次のとおり定められたため、これに対応する経過措置を規定する。

①　改正民法の施行日（令和４年４月１日）において16歳以上18歳未満の女性は、婚姻が可能であること。

②　これらの者が18歳に達するまでに婚姻をした場合は、引き続き成年擬制が適用されること。

**３　施行日**

令和４年４月１日

（経過措置により、施行日前に婚姻した18歳未満の女子及び施行日時点で16歳以上18歳未満の女子が婚姻した場合は、なお従前の例によることとする。）